

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

水産課

法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律			法令番号	昭和25年法律第137号					
手続名	漁港施設の処分の許可			根拠条項	第37条第1項					
審査基準	<p>1. 漁港は、区域内の各種の施設が総合に関連しつつ総合体として機能するものであるため、処分する施設が単一の施設であっても、当該処分による漁港機能全般に与える影響について十分に配慮がなされていること。</p> <p>2. 漁港施設の処分は、次の各号の一に該当するものであること。                  (1) 漁港施設の効用を増進する目的で行う場合                  (2) (1)以外の施設処分のうち、本来の用途若しくは目的を妨げない限度においてする場合</p> <p>3. 補助金等に係る予算の適正化に関する法律により処分の制限をうける漁港施設にあつては、同法第22条の規定による農林水産大臣の承認を得ていること。</p>									
	受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間	30日	目次	
							標準経由期間	日	No.	